

## 外部階段を切離す溶断作業中、地上に墜落

この災害は、建物解体工事において、建物 2 階部分の外部階段を鉄骨梁から切り離す溶断作業中に発生したものである。

解体予定の建物は、鉄骨 2 階建建物であり、高さ約 7m、建築面積約 501m<sup>2</sup>のものであった。この建物の解体工事は、災害発生当日より 1 週

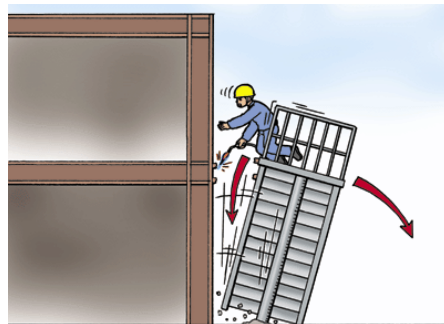
間前から開始されており、当日までに解体予定建物の四方側壁のうち、北側の側壁を残すのみの状態で解体が進行していた。

災害発生当日、会社から派遣された被災者他 4 名の作業員が朝 8 時から現場で解体作業、廃材の運搬作業に従事していた。

午前 11 時頃、被災者は、解体予定建物の東側の側壁に設けられていた外部階段を溶断する作業に取り掛かった。

東側の側壁に 2 階部分のベランダが設けられているが、このベランダと外部階段の踊場がつながっており、その踊場上にのり移り、外部階段とベランダ下側に取り付けられている鉄骨梁 2 本のそれぞれの箇所を溶断した。

溶断した外部階段とベランダの鉄骨梁とが切り離されたため、踊場を支えていた支柱が傾き、踊場も傾いた。このため、踊場にいた被災者がベランダとの間の隙間から墜落した。



この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 墜落の危険のある場所で外部階段を溶断する作業を行ったこと  
切り離される外部階段の踊場という極めて不安定な場所で解体作業を行ったために、踊場を支えていた支柱が傾き、墜落の原因となる隙間ができた。
- 2 解体作業の計画を作成しないで作業を行ったこと  
鉄骨 2 階建建物の解体という危険度の高い作業であるにもかかわらず、ただ漫然と勘にたよって作業をおこなった。
- 3 作業の開始をする前にリスクアセスメントを実施しなかったこと  
作業の状況に応じた危険箇所の評価が行われておらず、しかも、危険性の少ない箇所である 2 階ベランダ側からの解体作業を行うような綿密な作業方法を採用していなかった。
- 4 建築物等の鉄骨の組立等作業主任者を選任することなく、また、その者の作業指揮の下で作業が行われていなかったこと
- 5 万一の場合を考慮し、安全帯を使用するなどの作業方法をとっていなかったこと

6 解体作業時の危険防止のための労働者の安全衛生教育が行われていなかったこと

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 鉄骨 2 階建建物の解体という危険度の高い作業を行う場合には、あらかじめ、解体作業計画を作成し、事前に解体作業関係者が集まり、解体作業機械の配置方法、解体作業手順、廃材の撤去作業の方法などについて十分に打ち合わせを行っておくこと
- 2 作業の開始をする前には、作業の流れや進捗状況に応じた作業方法の予測、危険箇所の予測を行い、あらかじめ定められた作業手順に従って、慎重に作業を進めること
- 3 建築物等の鉄骨の組立等作業主任者を選任し、その者の直接の作業指揮の下に作業をチームワークよく進めること
- 4 作業の状況に応じて、墜落防止用の養生ネットを張り、また、安全帯を適切に使用するなど臨機応変な対応を心掛けること
- 5 解体作業時の危険防止のため、関係労働者に対する法令順守事項、安全な作業方法などの安全衛生教育を徹底すること